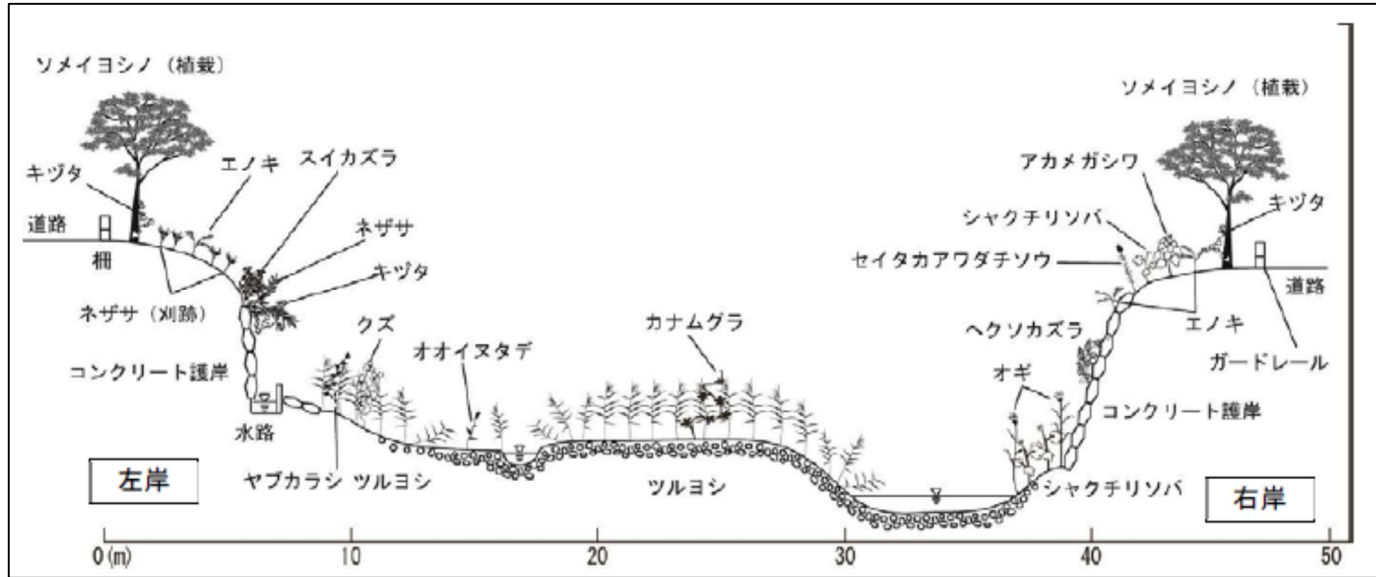
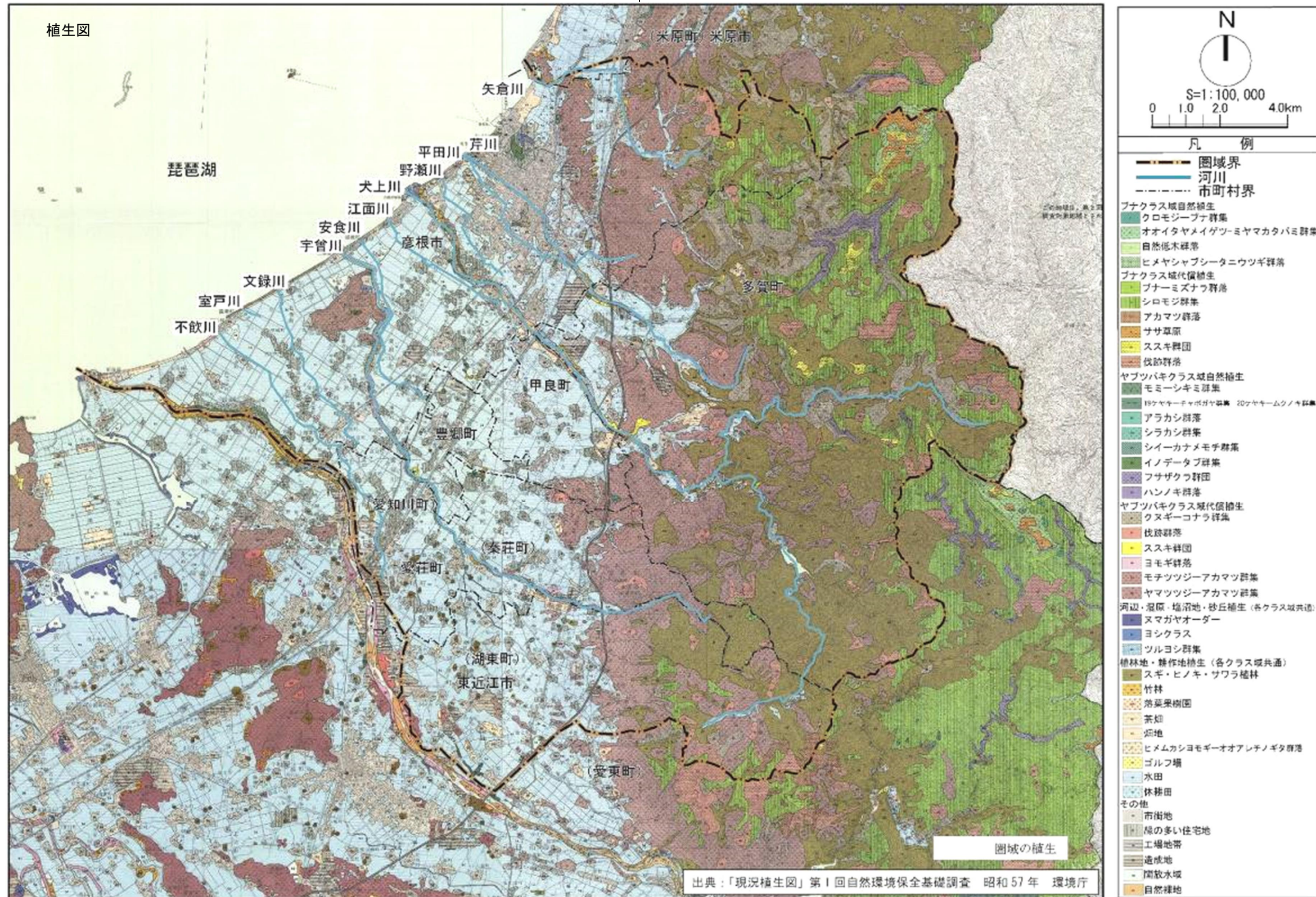
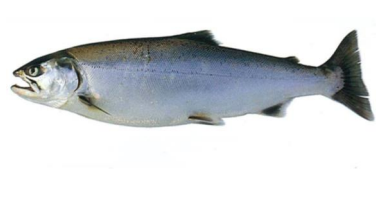


河川整備計画（本文）		出典・根拠																						
1.2.3 河川環境に関する現状と課題																								
(1) 生物の生息・生育																								
(植生)																								
圏域の自然環境を見ると、植生は、山地部の標高の高い県境付近ではブナクラス域の代償植生であるシロモジ群集とスギ及びヒノキの植林が広がり、標高が低くなるとヤブツバキクラス域代償植生のアカマツ・モチツツジ群集が主となります。沖積平野部は、市街地や水田などに利用されており、古来より人為的な影響が大きいために自然植生はほとんど残されていません。 芹川河口から中流域の河川植生は、草本群落が主流ですが、木本群落も多くみられます。また、河川敷が広がる下流域の植生を代表例としては、中州等の水際にはツルヨシ群集、河川敷の少し高い場所ではオギやクズ、シャクチリソバ、ヤブガラシが狭い範囲に分布し、堤防上の道路にはソメイヨシノなどの植栽がみられます。 保全すべき貴重な植物では、川原ではカワヂシャ*、樹林地ではギンラン*などが確認されています。 犬上川には、河口から概ね 4km の区間まで左右岸の堤防から川岸にかけて自然植生が残されており、まとまったエノキ・ケヤキ林や特定植物群落に指定されている「犬上河畔のタブ林」などが河畔林を形成しています。また、河畔林の中にはイヌショウマなどの山地性の植物も多く見られます。芹川や犬上川の川原ではツルヨシ群落や竹林などが帯状に見られ、琵琶湖の湛水位が影響する河口部ではナガエミクリ*などの抽水植物やエビモなどの沈水植物が見られます。 保全すべき貴重な植物では、河口部の湿地に生育するタコノアシ*、ナガエミクリ*、河原に生育するカワヂシャ*、溪流の岩の面に着生するカワノリ*などが確認されています。																								
*保全すべき貴重な植物																								
<table><tr><th colspan="3">保全すべき貴重な植物</th></tr><tr><th></th><th>滋賀県レッドデータブック 2020 年版</th><th>環境省レッドリスト 2020</th></tr><tr><td>タコノアシ</td><td>-</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>ナガエミクリ</td><td>-</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>カワヂシャ</td><td>-</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>ギンラン</td><td>希少種</td><td>-</td></tr><tr><td>カワノリ</td><td>-</td><td>絶滅危惧Ⅱ類</td></tr></table>				保全すべき貴重な植物				滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020	タコノアシ	-	準絶滅危惧	ナガエミクリ	-	準絶滅危惧	カワヂシャ	-	準絶滅危惧	ギンラン	希少種	-	カワノリ	-	絶滅危惧Ⅱ類
保全すべき貴重な植物																								
	滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020																						
タコノアシ	-	準絶滅危惧																						
ナガエミクリ	-	準絶滅危惧																						
カワヂシャ	-	準絶滅危惧																						
ギンラン	希少種	-																						
カワノリ	-	絶滅危惧Ⅱ類																						
		犬上河畔のタブ林  カワヂシャ  タコノアシ  ナガエミクリ (水面)   芹川下流域の植生の代表例(2.7km 付近) 出典:環境省自然環境局生物多様性センター(HP)																						



河川整備計画（本文）			出典・根拠																																																			
（魚類） 圏域の河川には、アユ*、オイカワ、カワムツ、ウグイ、アマゴ*、ヨシノボリ、カジカ、ミナミメダカ*など多様な魚類が生息しています。河川と琵琶湖を行き来する代表的な魚類としてアユ*、ビワマス*、ヨシノボリなどが確認されています。砂礫の河床となっている河川は、アユ*などの重要な産卵場となっています。 芹川では、整備実施区間内に、アユ*やビワマス*、ウツセミカジカ*などの回遊魚がみられ、アユ*は浅瀬、ビワマス*は瀬尻や平瀬で産卵床を形成しています。芹川上流の溪流では、アマゴ*、イワナなどが生息しています。 保全すべき貴重な魚類としては、琵琶湖固有種であるビワマス*、アユ*、スナヤツメ類*などが確認されています。 犬上川の下流では、水産資源保護法に基づくアユ*の産卵保護水面が設定されています。アユ*は秋には下流域の砂礫底で産卵し、稚魚は琵琶湖に下って冬を過ごし、早春に群がって川を遡上して河川の中流域で生活します。下流よりの瀬にはオイカワ、瀬から淵にいたる流れのやや緩やかなところにはカワムツが生息しています。 保全すべき貴重な魚類としては、犬上川で安定的な湧水が確保される地域でしか生息できないハリヨ*や琵琶湖固有種であるビワマス*、カジカ小卵型であるウツセミカジカ*、スナヤツメ南方種*などが確認されています。 *保全すべき貴重な魚類 <table><tr><th colspan="3">保全すべき貴重な魚類</th></tr><tr><th></th><th>滋賀県レッドデータブック 2020 年版</th><th>環境省レッドリスト 2020</th></tr><tr><td>ハリヨ</td><td>絶滅危惧種</td><td>絶滅危惧ⅠA 類</td></tr><tr><td>スナヤツメ南方種</td><td>絶滅危機増大種</td><td>絶滅危惧Ⅱ類</td></tr><tr><td>ミナミメダカ</td><td>絶滅危機増大種</td><td>絶滅危惧Ⅱ類</td></tr><tr><td>アマゴ</td><td>要注目種</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>ビワマス</td><td>要注目種</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>アユ</td><td>分布上重要種</td><td>－</td></tr><tr><td>ウツセミカジカ</td><td>分布上重要種</td><td>－</td></tr></table>			保全すべき貴重な魚類				滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020	ハリヨ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠA 類	スナヤツメ南方種	絶滅危機増大種	絶滅危惧Ⅱ類	ミナミメダカ	絶滅危機増大種	絶滅危惧Ⅱ類	アマゴ	要注目種	準絶滅危惧	ビワマス	要注目種	準絶滅危惧	アユ	分布上重要種	－	ウツセミカジカ	分布上重要種	－	 アユ  オイカワ  イワナ  カワムツ  ウグイ  アマゴ  ヨシノボリ  ビワマス  ハリヨ  ウツセミカジカ <table><tr><th colspan="2">レッドリスト・レッドデータブックの категория と定義</th></tr><tr><th>カテゴリー</th><th>定 義</th></tr><tr><td>●「絶滅（EX）」</td><td>我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</td></tr><tr><td>●「野生絶滅（EW）」</td><td>飼育・栽培下でのみ存続している種</td></tr><tr><td>●「絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）」</td><td>絶滅の危惧に類している種</td></tr><tr><td>○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」</td><td>ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種</td></tr><tr><td>○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」</td><td>ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種</td></tr><tr><td>●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」</td><td>絶滅の危険が増大している種</td></tr><tr><td>●「準絶滅危惧（NT）」</td><td>現時点では絶滅危険性は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種</td></tr><tr><td>●「情報不足（DD）」</td><td>評価するだけの情報が不足している種</td></tr><tr><td>●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」</td><td>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</td></tr></table>			レッドリスト・レッドデータブックの категория と定義		カテゴリー	定 義	●「絶滅（EX）」	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	●「野生絶滅（EW）」	飼育・栽培下でのみ存続している種	●「絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）」	絶滅の危惧に類している種	○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」	絶滅の危険が増大している種	●「準絶滅危惧（NT）」	現時点では絶滅危険性は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	●「情報不足（DD）」	評価するだけの情報が不足している種	●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
保全すべき貴重な魚類																																																						
	滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020																																																				
ハリヨ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠA 類																																																				
スナヤツメ南方種	絶滅危機増大種	絶滅危惧Ⅱ類																																																				
ミナミメダカ	絶滅危機増大種	絶滅危惧Ⅱ類																																																				
アマゴ	要注目種	準絶滅危惧																																																				
ビワマス	要注目種	準絶滅危惧																																																				
アユ	分布上重要種	－																																																				
ウツセミカジカ	分布上重要種	－																																																				
レッドリスト・レッドデータブックの категория と定義																																																						
カテゴリー	定 義																																																					
●「絶滅（EX）」	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種																																																					
●「野生絶滅（EW）」	飼育・栽培下でのみ存続している種																																																					
●「絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）」	絶滅の危惧に類している種																																																					
○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種																																																					
○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種																																																					
●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」	絶滅の危険が増大している種																																																					
●「準絶滅危惧（NT）」	現時点では絶滅危険性は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種																																																					
●「情報不足（DD）」	評価するだけの情報が不足している種																																																					
●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの																																																					
（動物など） 動物では、ホンドイタチ、カヤネズミ*などのほ乳類、カイツブリ*、カワウ、カワセミ*、サギ、ヒヨドリなどの鳥類、イシガメ、カナヘビ、シマヘビなどののは虫類、アマガエル、トノサマガエル*などの両生類やその他多くの昆虫類の生息が確認されています。			出典:環境省自然環境局生物多様性センター(HP)																																																			

河川整備計画（本文）

芹川の河口部は、オオバンやカイツブリ*など水鳥の生息場となっています。ツルヨシ群集ではカヤネズミ*の球巣が確認されているほか、草地性の昆虫類などの生息場となっています。中流域では、カヤネズミ*などの哺乳類、カイツブリ*、コサギ、イカルチドリ*、カワセミ*などの鳥類、ニホンイシガメ*などの爬虫類、ニホンアカガエル*、トノサマガエル*などの両生類やその他多くの昆虫類の生息が確認されています。樹林地は鳥類ではサンショウクイ、水際には砂礫地を利用するコチドリやクサシギなどの生息場となっています。

保全すべき貴重な動物としては、鳥類のイカルチドリ*、オオヨシキリ*などが確認されています。

犬上川などのように水域から川原の植生及び高水敷の河畔林へと連続する空間が残されているところは、ネズミなどの小動物の生息空間となっており、それらを餌とするホンドイタチなどのほ乳類が確認されています。鳥類では、流れの緩やかな河口付近ではカイツブリ*やカワウが、比較的流れの速い浅瀬では魚を餌とする主にサギ類などの水鳥類が見られ、水際に近い河川敷の草地にはカワセミ*などの陸鳥類が確認されています。は虫類では、流れの緩い河口付近でイシガメ、川原や高水敷の植生の茂みでカナヘビやシマヘビなどが確認されています。アマガエルやトノサマガエル*などの両生類は主に周辺の水田で確認されていますが、河川内にもそれらの一部が流れの緩やかな場所で生息しています。不飲川の放水路計画区間は、愛知川の河辺林の分布域となっており、平地には珍しいカスミサンショウウオ*が生息しています。

保全すべき貴重な動物としては、鳥類のチュウサギ*、クマタカ*が確認されています。

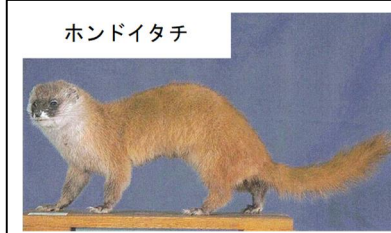
*保全すべき貴重な動物など

		滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020
哺乳類	カヤネズミ	希少種	－
鳥類	クマタカ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠB 類
	チュウサギ	希少種	準絶滅危惧
	イカルチドリ	希少種	－
	オオヨシキリ	希少種	－
	カイツブリ	希少種	－
	カワセミ	希少種	－
爬虫類	ニホンイシガメ	希少種	準絶滅危惧
両生類	カスミサンショウウオ	－	絶滅危惧Ⅱ 類
	ニホンアカガエル	要注目種	－
	トノサマガエル	要注目種	準絶滅危惧

これらのように、河川は様々な動植物の生息・生育の場となっており、豊かな自然環境を保全することが望まれます。

出典・根拠

ホンドイタチ



カイツブリ



ヒヨドリ



アマガエル





カヤネズミ

カワウ



カナヘビ



トノサマガエル





サギ

カワセミ

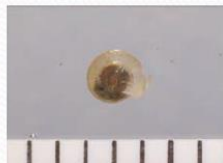
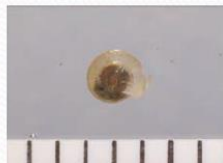
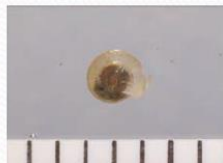




シマヘビ

イシガメ



河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																														
	芹川にかかる既往現地調査結果																																																																														
	<table><tr><th>調査項目</th><th>確認種数</th><th colspan="2">重要種</th><th colspan="2">外来種（種名は特定外来生物のみ）</th></tr><tr><td>魚類</td><td>23種</td><td>13種</td><td>スナヤツメ類、ギンブナ、アユ、ビワマス等</td><td>2種</td><td>ブルーギル、オオクチバス</td></tr><tr><td>底生動物</td><td>156種</td><td>7種</td><td>ヒラマキガイモドキ、サワガニ、ミヤマサナエ、キベルマメゲンゴロウ等</td><td>7種</td><td>－</td></tr><tr><td>植物相</td><td>396種</td><td>5種</td><td>ウマノスズクサ、コブシ、ギンラン、カワチシャ等</td><td>115種</td><td>アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク</td></tr><tr><td>両生類</td><td>3種</td><td>2種</td><td>ニホンアカガエル、トノサマガエル</td><td>0種</td><td>－</td></tr><tr><td>爬虫類</td><td>6種</td><td>3種</td><td>ニホンイシガメ、スッポン、ヒガシニホントカゲ</td><td>2種</td><td>－</td></tr><tr><td>哺乳類</td><td>10種</td><td>3種</td><td>カヤネズミ、ホンドテン、イタチ属</td><td>3種</td><td>アライグマ</td></tr><tr><td>鳥類</td><td>54種</td><td>16種</td><td>カイツブリ、コサギ、イカルチドリ、コチドリ等</td><td>1種</td><td>－</td></tr><tr><td>陸上昆虫類</td><td>446種</td><td>9種</td><td>ナツアカネ、ジャコウアゲハ本土亜種、マダガ、キシタアツバ等</td><td>1種</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>アユ</td><td>ヒラマキガイモドキ</td><td>トノサマガエル</td><td>カヤネズミ(球巣)</td><td>カイツブリ</td><td>ジャコウアゲハ本土亜種</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ビワマス</td><td>ミヤマサナエ</td><td>ニホンイシガメ</td><td>アライグマ(足跡)</td><td>イカルチドリ</td><td>ハラグルオオテントウ</td></tr></table>	調査項目	確認種数	重要種		外来種（種名は特定外来生物のみ）		魚類	23種	13種	スナヤツメ類、ギンブナ、アユ、ビワマス等	2種	ブルーギル、オオクチバス	底生動物	156種	7種	ヒラマキガイモドキ、サワガニ、ミヤマサナエ、キベルマメゲンゴロウ等	7種	－	植物相	396種	5種	ウマノスズクサ、コブシ、ギンラン、カワチシャ等	115種	アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク	両生類	3種	2種	ニホンアカガエル、トノサマガエル	0種	－	爬虫類	6種	3種	ニホンイシガメ、スッポン、ヒガシニホントカゲ	2種	－	哺乳類	10種	3種	カヤネズミ、ホンドテン、イタチ属	3種	アライグマ	鳥類	54種	16種	カイツブリ、コサギ、イカルチドリ、コチドリ等	1種	－	陸上昆虫類	446種	9種	ナツアカネ、ジャコウアゲハ本土亜種、マダガ、キシタアツバ等	1種	－							アユ	ヒラマキガイモドキ	トノサマガエル	カヤネズミ(球巣)	カイツブリ	ジャコウアゲハ本土亜種							ビワマス	ミヤマサナエ	ニホンイシガメ	アライグマ(足跡)	イカルチドリ	ハラグルオオテントウ
調査項目	確認種数	重要種		外来種（種名は特定外来生物のみ）																																																																											
魚類	23種	13種	スナヤツメ類、ギンブナ、アユ、ビワマス等	2種	ブルーギル、オオクチバス																																																																										
底生動物	156種	7種	ヒラマキガイモドキ、サワガニ、ミヤマサナエ、キベルマメゲンゴロウ等	7種	－																																																																										
植物相	396種	5種	ウマノスズクサ、コブシ、ギンラン、カワチシャ等	115種	アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク																																																																										
両生類	3種	2種	ニホンアカガエル、トノサマガエル	0種	－																																																																										
爬虫類	6種	3種	ニホンイシガメ、スッポン、ヒガシニホントカゲ	2種	－																																																																										
哺乳類	10種	3種	カヤネズミ、ホンドテン、イタチ属	3種	アライグマ																																																																										
鳥類	54種	16種	カイツブリ、コサギ、イカルチドリ、コチドリ等	1種	－																																																																										
陸上昆虫類	446種	9種	ナツアカネ、ジャコウアゲハ本土亜種、マダガ、キシタアツバ等	1種	－																																																																										
																																																																															
アユ	ヒラマキガイモドキ	トノサマガエル	カヤネズミ(球巣)	カイツブリ	ジャコウアゲハ本土亜種																																																																										
																																																																															
ビワマス	ミヤマサナエ	ニホンイシガメ	アライグマ(足跡)	イカルチドリ	ハラグルオオテントウ																																																																										
	出典：令和3年度第506-1号芹川単独河川改良調査検討業務委託報告書（令和5年3月）																																																																														

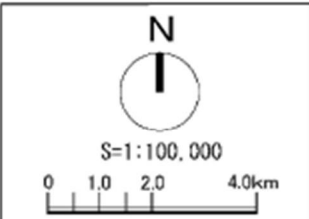
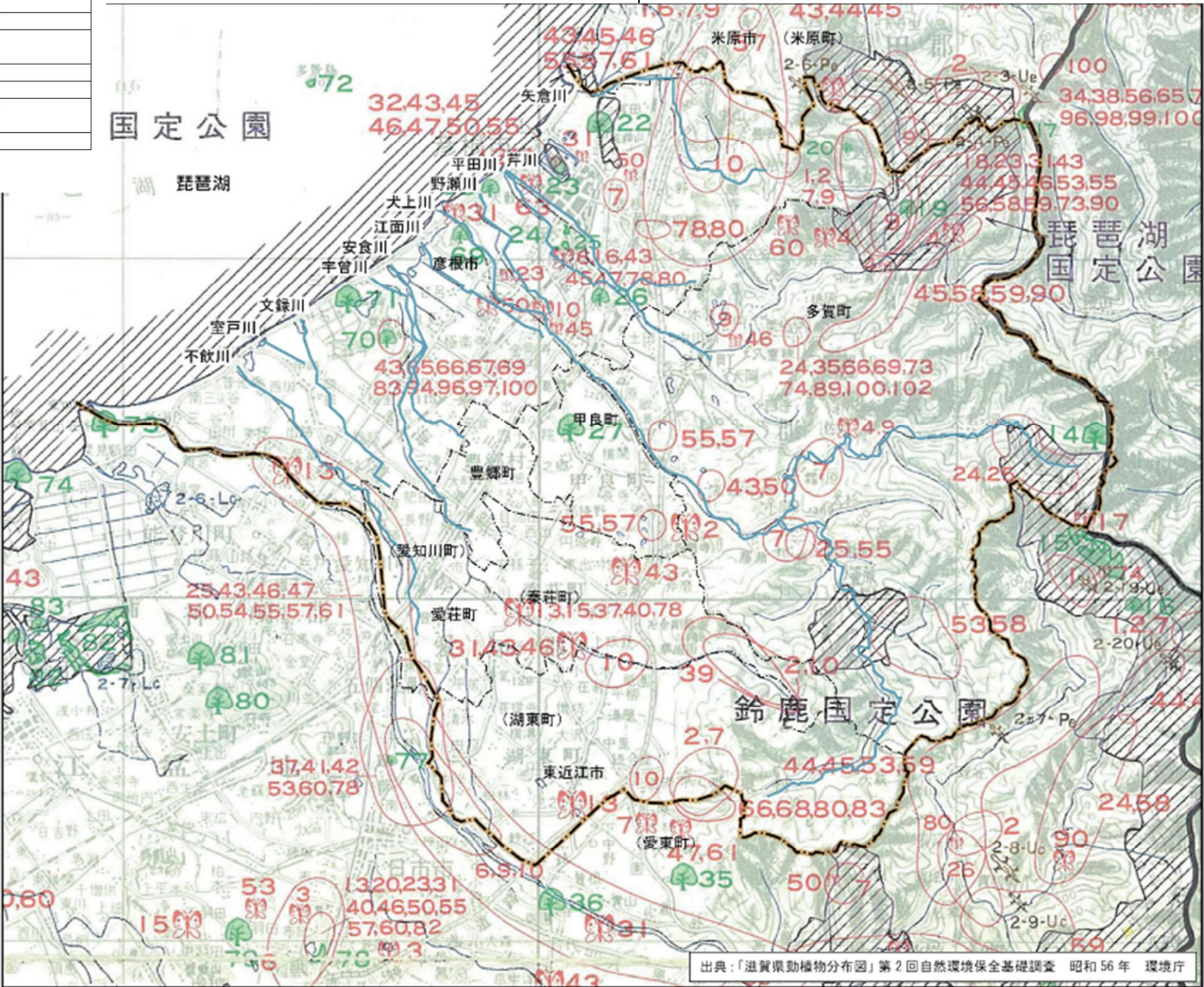
動植物分布図

特定昆虫類選定基準

記号	理由
A	日本国内では、そこにしか産しないと思われる種
B	分布域が国内若干の地域に限定されている種
C	普通種であっても、北限・南限など分布限界になるとと思われる産地に分布する種
D	当該地域において絶滅の危機に瀕している種
E	近年当該地域において絶滅したと考えられる種
F	業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での個体数の著しい減少が心配される種
G	環境指標として適当であると考えられる種

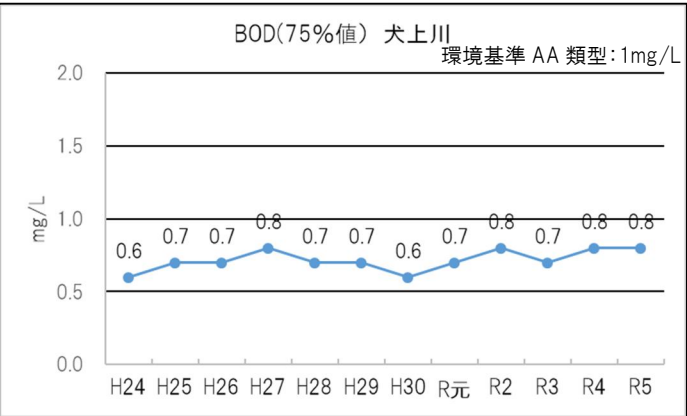
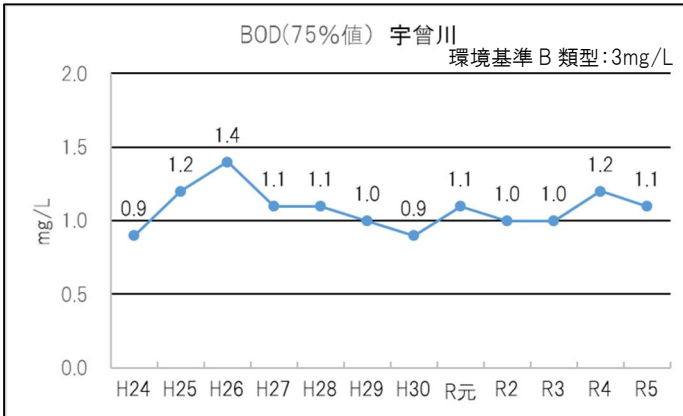
注）指：環境庁選定指標昆虫類

昆虫		
番号	種名	選定基準
1	ムカシトンボ	指
2	ムカシヤンマ	指
4	ガロアムシ目	指
6	ハルゼミ	指
7	ギフチョウ	指
9	オオムラサキ	指
10	ゲンジボタル	指
12	メガネサナエ	B・G
13	フタスジサナエ	G
15	サラサヤンマ	B
16	カトリヤンマ	G
17	ルリボシヤンマ	B
18	オオルリボシヤンマ	B・C
23	スズムシ	G
24	カンタン	B
25	クツワムシ	G
31	オオキンカメムシ	B・C
32	ヨコヅナサシガメ	C
35	ヤマトクロスジヘビトンボ	B
37	ムラサキトビケラ	B
39	ヒメクロイラガ	C
40	ウスバツバメガ	G
41	フシキキシタバ	B・D
42	カバフキシタバ	B・D
43	ホソバセセリ	B・G
44	ウスバシロチョウ	B
45	ミヤマカラスアゲハ	B
46	スジボソヤマキチョウ	B・D
47	ツマグロキチョウ	B・G
50	ウラゴマダラシジミ	G
53	ウラクロシジミ	B
54	ウラジロミドリシジミ	D
55	オオミドリシジミ	G
56	エジミドリシジミ	B
57	ミドリシジミ	B・G
58	ヒサマツミドリシジミ	B・F
59	キリシマミドリシジミ	B・D
60	キマダラルリツバメ	B・D・F
61	オオウラギンヒョウモン	D・G
63	クロコムラサキ	B・C
65	ミズアブ	G
66	ウシアブ	G
67	シオヤアブ	G
68	ピロウドツリアブ	G
69	アリスアブ	G
73	アキタクロナガオサムシ	B・G
74	ヒメオサムシ	B・G
78	ヒラタクワガタ	G
80	カブトムシ	G
83	ウバタマムシ	G
89	ヒメコブヤハズカミキリ	B・C
90	ミヤマコブヤハズカミキリ	B
94	ヒゲナガハバチ	B
96	ムネアカオアリ	G
97	オオモンクロベッコウ	G
100	キボシアシナガバチ	G
102	トラマルハナバチ	G



植物		
番号	件名	選定基準
14	鞍掛峠のホンシャクナゲ群落	B
19	今畑神社裏のブナクロモジ群落	G・H
20	武奈町のブナクロモジ群落	G・H
22	大洞弁財天のシイ林	A
23	彦根城の常緑広葉樹林	E・H
24	雨壺山の常緑広葉樹林	E・G
25	雨壺山の落葉広葉樹林	E・G
26	彦根市大堀のケヤキ林	E
27	甲良神社のウラジロガシ林	E
68	大藪町のハマヒルガオ群落	B
69	丈上川畔のタブ林	G・H
70	荒神山のタブ林	E
71	三津屋のハマヒルガオ群落	B

特定植物群落選定基準	
記号	理由
A	原生林もしくはそれに近い自然林
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落または個体群

河川整備計画（本文）		出典・根拠																																																																					
（２）水量・水質 水質の類型指定は、犬上川がA A類型、宇曾川がB類型に指定されています。また、犬上川・宇曾川の２河川で県の水質調査地点が定められ監視が行われています。なお、矢倉川や不飲川、芹川、平田川、江面川、野瀬川、安食川、文録川などは彦根市によって水質調査が行われています。 水質調査報告などによると犬上川・宇曾川の水質は環境基準を概ね満足しており、矢倉川及び不飲川の水質はA～B類型相当となっています。 河川の水質は、下水道の普及にともない概ね良好な結果が得られており、今後とも良好な水質を維持することが望まれます。		【圏域内河川の水質(BOD)】 BOD(75%値) 犬上川 環境基準 AA 類型:1mg/L  BOD(75%値) 宇曾川 環境基準 B 類型:3mg/L  出典: 公共用水域水質測定結果(滋賀県) BOD は年間平均値 <table><tr><th colspan="4">環境基準と水質の目安</th></tr><tr><th>環境基準の類型</th><th>BOD(mg/l)</th><th>利用目的の適応性</th><th>水質の目安</th></tr><tr><td>AA</td><td>1.0以下</td><td>水道1級</td><td>そのまま飲めるくらいきれい</td></tr><tr><td>A</td><td>2.0以下</td><td>水道2級、水産1級、水浴</td><td>泳げるくらいきれい</td></tr><tr><td>B</td><td>3.0以下</td><td>水道3級、水産2級</td><td>高度に処理すれば飲める</td></tr><tr><td>C</td><td>5.0以下</td><td>水産3級、工業用水1級</td><td>水道水には適さない</td></tr><tr><td>D</td><td>8.0以下</td><td>工業用水2級、農業用水</td><td>農業用水として利用できる</td></tr><tr><td>E</td><td>10.0以下</td><td>工業用水3級</td><td>工業用水として利用できる</td></tr></table> ①注)河川の生活環境項目 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数のうち、上表の水質の目安はBODにのみ着目して整理したものであり、BOD以外の項目値によっては利用目的に応じて浄化が必要な場合があります。 水質測定地点 (滋賀県)  採水地点 <table><tr><td>① 矢倉川</td><td>河口付近</td></tr><tr><td>② 旧港湾（上流）</td><td>船町交差点付近</td></tr><tr><td>③ 猿ヶ瀬川</td><td>船町東交差点付近</td></tr><tr><td>④ 芹川（上流）</td><td>名神高速道路付近</td></tr><tr><td>⑤ 芹川（下流）</td><td>池州橋直下</td></tr><tr><td>⑥ 平田川</td><td>平田川橋上流</td></tr><tr><td>⑦ 北川</td><td>北川橋直下</td></tr><tr><td>⑧ 野瀬川</td><td>大藪町</td></tr><tr><td>⑨ 犬上川（中流）</td><td>犬上橋付近</td></tr><tr><td>⑩ 犬上川（下流）</td><td>開出今橋直下</td></tr><tr><td>⑪ 江面川</td><td>江面川橋直下</td></tr><tr><td>⑫ 安食川</td><td>休神橋直下</td></tr><tr><td>⑬ 宇曾川</td><td>唐崎橋直下</td></tr><tr><td>⑭ 文録川</td><td>つぶり橋直下</td></tr><tr><td>⑮ 不飲川</td><td>普光寺町</td></tr><tr><td>⑯ 曾根沼</td><td>三津屋町</td></tr><tr><td>⑰ 中堀</td><td>立花町西交差点付近</td></tr><tr><td>⑱ 内堀</td><td>彦根東高校前</td></tr></table> ※令和4年度は、①②⑦⑧⑪⑫⑭⑮⑰⑱で重金属の測定を行いました。 出典: 彦根市の環境(彦根市,令和6年2月)		環境基準と水質の目安				環境基準の類型	BOD(mg/l)	利用目的の適応性	水質の目安	AA	1.0以下	水道1級	そのまま飲めるくらいきれい	A	2.0以下	水道2級、水産1級、水浴	泳げるくらいきれい	B	3.0以下	水道3級、水産2級	高度に処理すれば飲める	C	5.0以下	水産3級、工業用水1級	水道水には適さない	D	8.0以下	工業用水2級、農業用水	農業用水として利用できる	E	10.0以下	工業用水3級	工業用水として利用できる	① 矢倉川	河口付近	② 旧港湾（上流）	船町交差点付近	③ 猿ヶ瀬川	船町東交差点付近	④ 芹川（上流）	名神高速道路付近	⑤ 芹川（下流）	池州橋直下	⑥ 平田川	平田川橋上流	⑦ 北川	北川橋直下	⑧ 野瀬川	大藪町	⑨ 犬上川（中流）	犬上橋付近	⑩ 犬上川（下流）	開出今橋直下	⑪ 江面川	江面川橋直下	⑫ 安食川	休神橋直下	⑬ 宇曾川	唐崎橋直下	⑭ 文録川	つぶり橋直下	⑮ 不飲川	普光寺町	⑯ 曾根沼	三津屋町	⑰ 中堀	立花町西交差点付近	⑱ 内堀	彦根東高校前
環境基準と水質の目安																																																																							
環境基準の類型	BOD(mg/l)	利用目的の適応性	水質の目安																																																																				
AA	1.0以下	水道1級	そのまま飲めるくらいきれい																																																																				
A	2.0以下	水道2級、水産1級、水浴	泳げるくらいきれい																																																																				
B	3.0以下	水道3級、水産2級	高度に処理すれば飲める																																																																				
C	5.0以下	水産3級、工業用水1級	水道水には適さない																																																																				
D	8.0以下	工業用水2級、農業用水	農業用水として利用できる																																																																				
E	10.0以下	工業用水3級	工業用水として利用できる																																																																				
① 矢倉川	河口付近																																																																						
② 旧港湾（上流）	船町交差点付近																																																																						
③ 猿ヶ瀬川	船町東交差点付近																																																																						
④ 芹川（上流）	名神高速道路付近																																																																						
⑤ 芹川（下流）	池州橋直下																																																																						
⑥ 平田川	平田川橋上流																																																																						
⑦ 北川	北川橋直下																																																																						
⑧ 野瀬川	大藪町																																																																						
⑨ 犬上川（中流）	犬上橋付近																																																																						
⑩ 犬上川（下流）	開出今橋直下																																																																						
⑪ 江面川	江面川橋直下																																																																						
⑫ 安食川	休神橋直下																																																																						
⑬ 宇曾川	唐崎橋直下																																																																						
⑭ 文録川	つぶり橋直下																																																																						
⑮ 不飲川	普光寺町																																																																						
⑯ 曾根沼	三津屋町																																																																						
⑰ 中堀	立花町西交差点付近																																																																						
⑱ 内堀	彦根東高校前																																																																						

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（３）水辺、河川空間利用 琵琶湖湖岸や流入河川の河口部ではコイ、フナ、小アユなどの釣り場となっています。また、芹川や犬上川の水と緑を求めて、沿川住民だけでなく県内外から多くの人が釣り・水遊びなどのアウトドア型のレジャーを楽しみに訪れます。しかし、これらの人々の利用後のゴミの散乱や不法投棄が目立っています。 圏域における河川空間の代表的なものとして、芹川沿いのケヤキ並木、宇曾川沿いの遊歩道、琵琶湖岸の公園、新海浜や松原の砂浜などがあります。これらのうち、芹川堤は「緑かおる芹川けやき道」として彦根八景に選ばれており、彦根市の景勝地のひとつとなっています。また、行事としては、芹川の芹橋付近で夏に万灯流しが行われます。 圏域の各河川は豊かな自然環境と歴史的背景のもと、古くから地域の人々の生活に密着し、信仰、生活、生業、社会、教育、レクリエーションなどそれぞれの地域の特性に応じた活動が行われてきました。しかし、土地利用や産業活動及び生活様式などが変化したことや、近年までの河川整備により、コンクリート護岸などで水際が画一化し、河川環境が損なわれたり、構成生物相が貧弱化するなど、結果として川と人々の生活とが疎遠となった面があります。また、川と人々の生活とが疎遠となったことが、河川水質の悪化や不法投棄など更に河川環境を損なう要因につながっています。 こうした中、琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」※1に基づく流域単位での取り組みとして、地域住民、企業、行政がそれぞれの役割を分担し、新たな協働（パートナーシップ）により、自然と共生した持続可能な地域社会づくりを目指した、総合的な環境保全実践活動を推進する「環境フォーラム湖東」を設立し、具体的な取り組みを始めています。 これらのことから、河川空間の有する多面的な役割についての情報を広く共有し、様々な環境保全活動などと連携しながら、それぞれの地域の特性を生かした魅力ある川づくりを行っていくことが必要となっています。 ※1 琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」 マザーレイク 21 計画は、平成 9 年度から 2 ヶ年にわたり、琵琶湖及びその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省及び建設省の 6 省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成 23 年度から第 2 期計画期間に入ることから平成 23 年 10 月に改定を行いました。令和 2 年度に「琵琶湖保全再生計画（第 1 期）」と「マザーレイク 21 計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第 2 期）に一元化されました。	【水辺利用・河川空間】  芹川のケヤキ並木  芹川万灯流し 【瀬切れ・渇水時の状況】 犬上川（宇尾大橋より上流の状況）  犬上川（犬上橋上流の状況）  芹川（大堀橋上流の状況）  芹川（西沼波橋付近の状況） 

環境フォーラム湖東 活動目標と活動内容



環境フォーラム湖東は湖東地域内の環境に関心のある人々をつなぐネットワーク団体です。

[HOME](#)
[環境フォーラム湖東概要](#)
[主な活動内容など](#)
[役員の紹介](#)
[団体会員の紹介](#)
[活動レポート](#)
[エコトピア通信](#)
[報告書](#)
[過去のお知らせ](#)
[LINK](#)

賛助会員バナー広告
 [募集中]

■ 環境フォーラム湖東の設立と活動目標

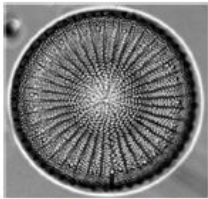
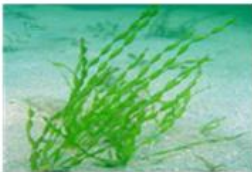
滋賀県ではかけがえない琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐことを理念とする「マザーレイク21計画」を策定し、この計画を具体的に進めるため、宇賀川・犬上川・芹川の3流域で構成されている湖東地域では、住民・事業者・学校・行政の代表からなる「湖東地域エコトピア推進委員会」を設置し、身近な行動計画「湖東地域エコトピア推進計画」を策定するとともに、水環境の保全と回復、ごみの減量化、環境教育の推進など様々な環境保全実践活動に取り組んできました。

さらにこの活動を地域住民の主体的な活動に発展させ、環境意識の向上と会員のネットワークを構築し、各種活動を展開して環境問題に対する理解を深めるとともに、湖東地域からよりよい環境を創りだしていくために「環境フォーラム湖東」が設立されました。

■ 主な活動内容

- 環境シンポジウムの開催
 生き物調査の結果や優秀賞の表彰式、講演会を行うとともに環境保全活動に積極的に取り組んでいる環境活動団体などの活動の発表を行うなど、身近な環境活動の輪を広げていきます。
- いきものマップ調査
 子どもからお年寄りまでみんなが参加できる環境の指標となる生物の調査を行います。集めた情報をまとめ、湖東地域の自然環境について発信します。
- 身近な水環境全国一斉調査への参加
 全国水環境マップ実行委員会が開催する身近な水環境全国一斉調査に参加し、環境諸団体や小学校などにも呼びかけ、参加者に身の回りの環境に関心を持ってもらうとともに、湖東地域の水環境マップを作成して湖東の水環境について考えていきます。
- えごサロンの開催
 会員や環境フォーラム湖東に興味のある人などが、お互いに交流することで新しい活動や情報の交換を行うことを目的として開催しています。団体会員の活動発表や座談会をして気軽に楽しく参加できる場を作っていきます。
- 広報啓発活動
 会員同士の情報のネットワーク化や湖東地域の環境に関する情報発信として、情報交流誌「エコトピア」を年2回程度発行します。ホームページによりリアルタイムに情報収集、情報発信を行います。
- 会員自主事業への支援
 会員が実施する各種環境保全活動に対し支援します。

出典：環境フォーラム湖東（HP）

河川整備計画（本文）	出典・根拠																		
1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題 (琵琶湖に関するこれまでの取り組み) 琵琶湖は、面積が 670.25km² あり県の約 1/6 を占めており、その起源は約 400 万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物などの様々な生物が生息・生育し、その種類は 1,000 種を超えています。そのうち琵琶湖水系にしか生息しない固有種 67 種（亜種、変種を含む）以上が確認されており、1993 年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。	◆琵琶湖水系に生息する固有種 プランクトン（2種） スズキケイソウ ニッポンイトケイソウ  スズキケイソウ 寄生動物（4種） 吸虫類（1種） 条虫類（2種） 線虫類（1種） 水草（2種） ネジレモ サンネンモ  ネジレモ 魚類（17種） <table><tr><td>ビワマス</td><td>ビワコオオナマズ</td></tr><tr><td>アブラヒガイ</td><td>イワトコナマズ</td></tr><tr><td>ビワヒガイ</td><td>イサザ</td></tr><tr><td>ホンモロコ</td><td>ビワヨシノボリ</td></tr><tr><td>スゴモロコ</td><td>オウミヨシノボリ</td></tr></table> <table><tr><td>ヨドゼゼラ</td><td>ウツセミカジカ</td></tr><tr><td>ワタカ</td><td>オオガタスジシマドジョウ</td></tr><tr><td>ゲンゴロウブナ</td><td>ビワコガタスジシマドジョウ</td></tr><tr><td>ニゴロブナ</td><td></td></tr></table>  ニゴロブナ  ホンモロコ 底生動物（42種） オオツカイメン ビワオオウズムシ ビワミジンコ ビワカマカ ナリタヨコエビ ビワコエグリトビケラ ナガタニシ イワトコタニシ ビワコミズシタダミ タテヒダカワニナ ハベカワニナ イボカワニナ ヤマトカワニナ カゴメカワニナ シライシカワニナ サザナミカワニナ マルドブガイ セタシジミ カワムラヒメウズムシ イカリビル アナンデールヨコエビ ビワコシロカゲロウ ホソマキカワニナ クロカワニナ ナンゴウカワニナ ケショウカワニナ シノビカワニナ チクブカワニナ コンベイトウカワニナ トキタマカワニナ モリカワニナ ナカセコカワニナ オオウラカワニナ タテシワカワニナ タケシマカワニナ イケチョウガイ オトコタテボシガイ オグラヌマガイ カワムラマメシジミ オウミガイ ヒロクチヒラマキガイ カドヒラマキガイ  セタシジミ  アナンデールヨコエビ 出典：滋賀の環境 2023(令和 5 年版環境白書)資料編	ビワマス	ビワコオオナマズ	アブラヒガイ	イワトコナマズ	ビワヒガイ	イサザ	ホンモロコ	ビワヨシノボリ	スゴモロコ	オウミヨシノボリ	ヨドゼゼラ	ウツセミカジカ	ワタカ	オオガタスジシマドジョウ	ゲンゴロウブナ	ビワコガタスジシマドジョウ	ニゴロブナ	
ビワマス	ビワコオオナマズ																		
アブラヒガイ	イワトコナマズ																		
ビワヒガイ	イサザ																		
ホンモロコ	ビワヨシノボリ																		
スゴモロコ	オウミヨシノボリ																		
ヨドゼゼラ	ウツセミカジカ																		
ワタカ	オオガタスジシマドジョウ																		
ゲンゴロウブナ	ビワコガタスジシマドジョウ																		
ニゴロブナ																			

河川整備計画（本文）

琵琶湖周辺地域では古来より度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流京阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。

当該計画に基づく総合開発事業では、琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための「保全対策」、淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための「治水対策」、水資源の有効利用を図る「利水対策」を 3 つの柱として、水資源開発公団（当時、現：水資源機構）が実施する 40m³/s の水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設などの整備を行う「琵琶湖開発事業」と、国・県・市町などが実施する河川、下水道、水道、土地改良、造林、林道、道路、農業集落排水処理施設などの整備などを行う「地域開発事業」を実施し、事業は 25 年の歳月をかけ、平成 9 年 3 月に終結しました。

この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設などによって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策などにより渇水時においても大きな被害が生じなくなるなど、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備などにより流入汚濁負荷量が大きく削減されました。

しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化などにより、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全などが緊急の課題となり、平成 12 年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」を策定し、琵琶湖の総合保全の取り組みを進めてきました。平成 27 年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」※2（琵琶湖保全再生計画）を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」※3 とともに、水質保全や湖沼の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。

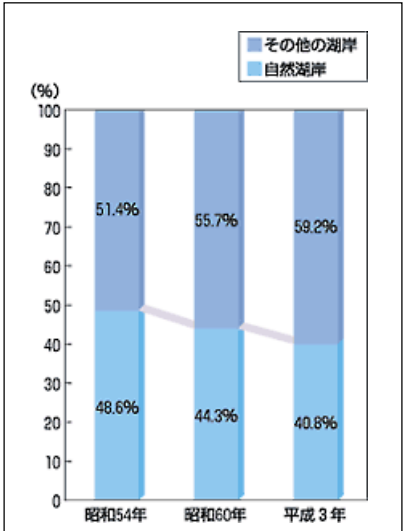
※2 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）

多様化する琵琶湖の課題に対するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法により平成 27 年 9 月 16 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。これを受けて、国は平成 28 年 4 月 21 日に基本方針を策定し、県はこの基本方針を勘案して平成 29 年 3 月に法第 3 条による法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しました。令和 3 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、令和 3 年 3 月に改訂を行いました。

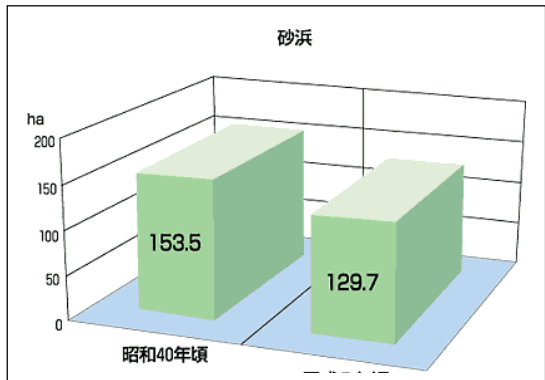
※3 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として、国において昭和 59 年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和 60 年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県及び京都府は昭和 61 年度以降 5 年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（湖沼水質保全計画）」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。令和 4 年 3 月には第 8 期計画を策定し、計画に定める対策を実施しているところです。

出典・根拠



出典：琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（滋賀県 HP）

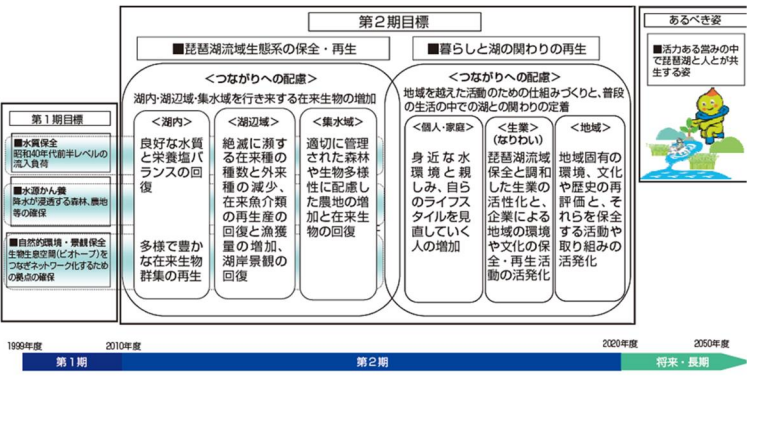


出典：琵琶湖保全に係る土地利用基礎調査（平成 10 年 2 月滋賀県水政課）

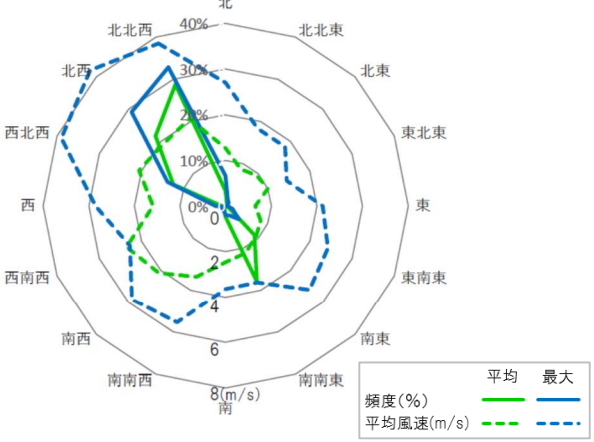
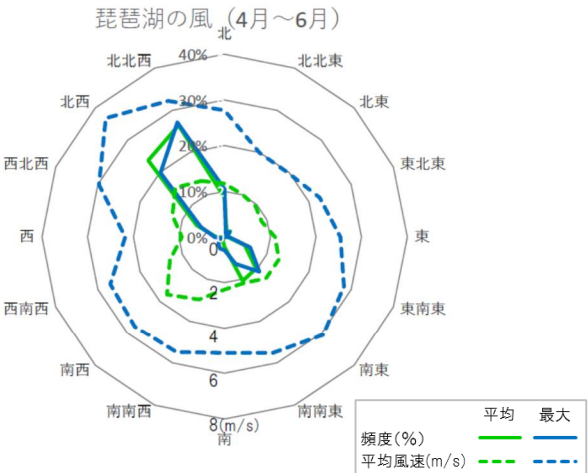
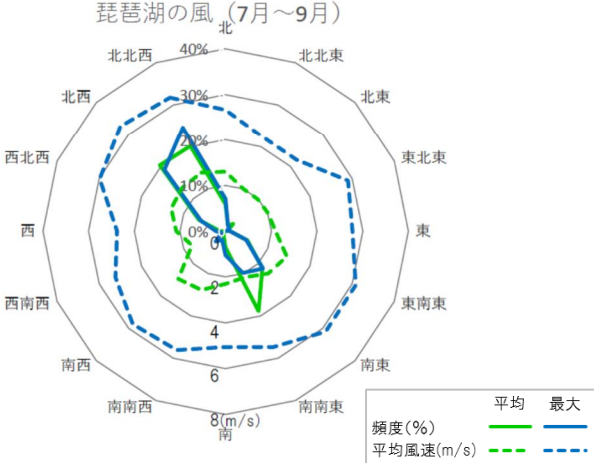
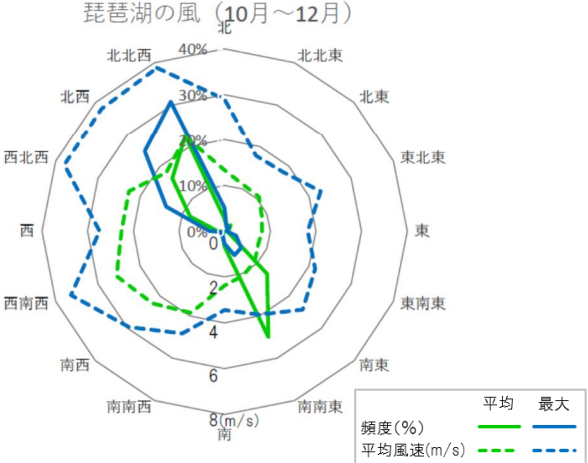
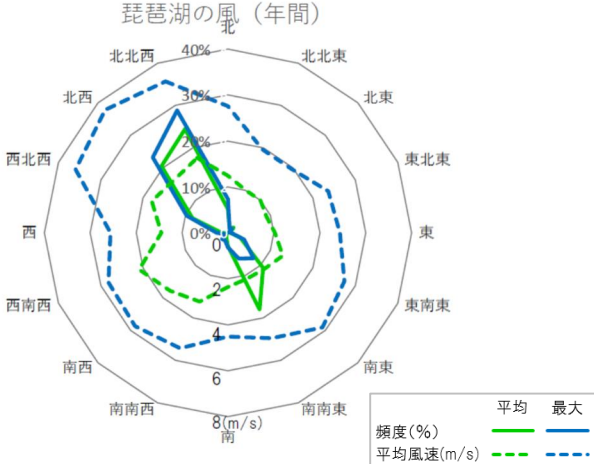
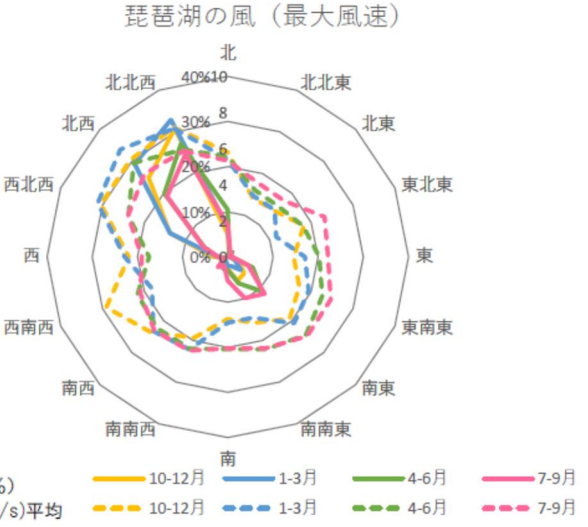
	昭和54年	昭和60年	平成3年
自然湖岸（崖地でない）	45.3%	40.8%	37.2%
自然湖岸（崖地）	3.3%	3.5%	3.6%
自然湖岸 小計	48.6%	44.3%	40.8%
半自然湖岸	19.2%	25.6%	25.9%
水面	1.1%	1.1%	1.1%
人工湖岸	31.1%	29.0%	32.2%
自然湖岸以外 小計	51.4%	55.7%	59.2%

出典：日本の湖沼Ⅱ〔自然環境保全基礎調査〕（緑の国勢調査）（環境庁自然保護局）

段階的な計画目標



出典：マザーレイク21計画（琵琶湖総合保全計画）＜第 2 期改定版＞ 滋賀県

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（湖辺の現状と課題） 湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などは、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全など多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成４年３月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することになりました。 琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、圃場整備などによる水路形状や土地区画の変化などによって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などが消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により生息する生物の種類の減少や琵琶湖の固有種の減少が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。 なお、圏域の湖岸全延長（約 19.6km）のうち３割が人工湖岸（琵琶湖水位 0m 付近がコンクリートや矢板である湖岸、約 6.2km）となっており、残りの６割が砂浜（約 11.6km）、１割がヨシ原（約 1.8km）となっています。	琵琶湖の風(彦根地方气象台、2010～2022) 琵琶湖の風（1月～3月）  琵琶湖の風（4月～6月）  琵琶湖の風（7月～9月）  琵琶湖の風（10月～12月）  琵琶湖の風（年間）  琵琶湖の風（最大風速） 

河川整備計画（本文）	出典・根拠
彦根松原地区は、矢倉川の河口右岸に位置し、背後地には宿泊施設やレジャー施設が建ち並び、景観施設（公園など）が整備されています。さらに、西側には松原浜があり、イベント開催場所として多く利用されていますが、この地区は北西の季節風により冬季の波浪はかなり高いものとなっているため水際線は消波ブロックで覆われ、先端は急深部となっています。このため、景観に配慮した砂浜の整備による消波対策を実施するなど、松原浜から続く一連の湖岸として再生が望まれます。 大藪浜地区は、犬上川河口右岸に位置し、付近には県立大学や彦根市立病院があり、背後地には民家が存在しています。砂浜は、流入土砂の減少、水位変動、強風による波浪などの影響により侵食が進んでいるため、その対策が必要とされています。 湖辺域については、彦根市景観計画において琵琶湖・内湖景観形成地域に指定されており、湖を取り巻く一体的な景観、水辺固有の自然景観の保全・育成、湖に親しむ水辺環境を創出するなど、景観形成方針を踏まえた対策が必要となっています。	彦根松原地区（現状）  現状写真(R5.11 撮影) 大藪浜地区（現状）  現状写真(R5.11 撮影) (地形図は、電子地形図(国土地理院)を加工して作成)

河川整備計画（本文）		出典・根拠																																																																											
2. 河川整備計画の目標に関する事項		滋賀県では、河川の大きさ、想定氾濫区域内の人口や面積、資産といった指標を総合的に判断して、洪水防御の長期的な河川の整備目標を定めています。 これまでも、県は、河川の整備を進めてきましたが、依然として県内の多くの河川の治水安全度は、低い状況にあります。長期的な河川の整備目標を達成するためには、相当の時間と事業費を要します。 このため、県土全体の治水安全度の均衡に配慮しつつ、効率的・効果的に事業効果を発現させるため、河川の整備は段階的に整備することとしています。 具体的には、下表のとおり、河川ごとに「長期的な河川の整備目標」を定めるとともに、「当面の整備目標」を定めています。 本河川整備計画では、当面の整備目標の達成に向けた具体的な整備内容を記載しています。																																																																											
2. 1 計画対象期間、計画の対象河川		滋賀県中長期整備実施河川の検討から抜粋(平成 20 年 10 月)																																																																											
本河川整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。 また、対象とする河川は、琵琶湖を含む圏域の全ての一級河川（41 河川）とします。そのうち犬上川、芹川、矢倉川、不飲川、野瀬川、平田川の 6 河川は計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。 なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け（滋賀県中長期整備実施河川の検討）の結果を踏まえて設定しています。		【A ランク河川】																																																																											
・整備実施区間 ：整備計画期間中に整備を実施する区間 ・整備時期検討区間 ：整備の実施時期を検討する区間 「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け <table><tr><th>河川ランク</th><th>河川名</th></tr><tr><td>A ランク河川</td><td>犬上川、芹川、矢倉川、不飲川、野瀬川、平田川</td></tr></table> A ランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川 <td colspan="2"><table><tr><th rowspan="2">管内</th><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">概ねの流域面積 (km2)</th><th rowspan="2">整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要</th><th colspan="5">概ね今後20年間の整備を想定する区間</th><th rowspan="2">長期的な整備目標</th></tr><tr><th>起 点</th><th>終 点</th><th>延長の目安 (km)</th><th>概ねの現況安全度</th><th>当面の整備目標</th></tr><tr><td rowspan="6">湖東</td><td>犬上川</td><td>108.4</td><td>河口から概ね1.1km</td><td>彦根市開出今町</td><td>彦根市開出今町</td><td>0.4 ※ 1</td><td>1/10</td><td>戦後最大相当</td><td>1/100</td></tr><tr><td>芹川</td><td>64.1</td><td>無</td><td>彦根市長曾根町</td><td>彦根市東沼波町</td><td>4.0</td><td>1/20</td><td>戦後最大相当</td><td>1/100</td></tr><tr><td>矢倉川</td><td>16.5</td><td>河口から概ね3.5km</td><td>彦根市鳥居本町</td><td>彦根市鳥居本町</td><td>0.3</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>1/50</td></tr><tr><td>不飲川</td><td>6</td><td>無</td><td>愛荘町川原 (愛知川合流部)</td><td>愛荘町中宿</td><td>2.2</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>1/30</td></tr><tr><td>野瀬川</td><td>3.5</td><td>河口から0.2km</td><td>彦根市大藪町</td><td>彦根市西今町</td><td>1.6</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>1/30</td></tr><tr><td>平田川</td><td>4.5</td><td>河口から概ね2.0km</td><td>彦根市平田町</td><td>彦根市大堀町</td><td>3.6</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>検討中</td></tr></table> ※1 実施済み区間から離れた上流の南青柳橋上流左岸を想定した整備延長の目安としています。 整備実施区間延長の 2.3kmについては、実施済み区間上流と南青柳橋下流までの区間において、川の属性を考慮し改良などを行う可能性があることから、途中区間をあわせた延長としています。</td>		河川ランク	河川名	A ランク河川	犬上川、芹川、矢倉川、不飲川、野瀬川、平田川	<table><tr><th rowspan="2">管内</th><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">概ねの流域面積 (km2)</th><th rowspan="2">整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要</th><th colspan="5">概ね今後20年間の整備を想定する区間</th><th rowspan="2">長期的な整備目標</th></tr><tr><th>起 点</th><th>終 点</th><th>延長の目安 (km)</th><th>概ねの現況安全度</th><th>当面の整備目標</th></tr><tr><td rowspan="6">湖東</td><td>犬上川</td><td>108.4</td><td>河口から概ね1.1km</td><td>彦根市開出今町</td><td>彦根市開出今町</td><td>0.4 ※ 1</td><td>1/10</td><td>戦後最大相当</td><td>1/100</td></tr><tr><td>芹川</td><td>64.1</td><td>無</td><td>彦根市長曾根町</td><td>彦根市東沼波町</td><td>4.0</td><td>1/20</td><td>戦後最大相当</td><td>1/100</td></tr><tr><td>矢倉川</td><td>16.5</td><td>河口から概ね3.5km</td><td>彦根市鳥居本町</td><td>彦根市鳥居本町</td><td>0.3</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>1/50</td></tr><tr><td>不飲川</td><td>6</td><td>無</td><td>愛荘町川原 (愛知川合流部)</td><td>愛荘町中宿</td><td>2.2</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>1/30</td></tr><tr><td>野瀬川</td><td>3.5</td><td>河口から0.2km</td><td>彦根市大藪町</td><td>彦根市西今町</td><td>1.6</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>1/30</td></tr><tr><td>平田川</td><td>4.5</td><td>河口から概ね2.0km</td><td>彦根市平田町</td><td>彦根市大堀町</td><td>3.6</td><td>1/3</td><td>約 1/10</td><td>検討中</td></tr></table> ※1 実施済み区間から離れた上流の南青柳橋上流左岸を想定した整備延長の目安としています。 整備実施区間延長の 2.3kmについては、実施済み区間上流と南青柳橋下流までの区間において、川の属性を考慮し改良などを行う可能性があることから、途中区間をあわせた延長としています。		管内	河川名	概ねの流域面積 (km2)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間					長期的な整備目標	起 点	終 点	延長の目安 (km)	概ねの現況安全度	当面の整備目標	湖東	犬上川	108.4	河口から概ね1.1km	彦根市開出今町	彦根市開出今町	0.4 ※ 1	1/10	戦後最大相当	1/100	芹川	64.1	無	彦根市長曾根町	彦根市東沼波町	4.0	1/20	戦後最大相当	1/100	矢倉川	16.5	河口から概ね3.5km	彦根市鳥居本町	彦根市鳥居本町	0.3	1/3	約 1/10	1/50	不飲川	6	無	愛荘町川原 (愛知川合流部)	愛荘町中宿	2.2	1/3	約 1/10	1/30	野瀬川	3.5	河口から0.2km	彦根市大藪町	彦根市西今町	1.6	1/3	約 1/10	1/30	平田川	4.5	河口から概ね2.0km	彦根市平田町	彦根市大堀町	3.6	1/3	約 1/10	検討中
河川ランク	河川名																																																																												
A ランク河川	犬上川、芹川、矢倉川、不飲川、野瀬川、平田川																																																																												
管内	河川名	概ねの流域面積 (km2)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間					長期的な整備目標																																																																				
				起 点	終 点	延長の目安 (km)	概ねの現況安全度	当面の整備目標																																																																					
湖東	犬上川	108.4	河口から概ね1.1km	彦根市開出今町	彦根市開出今町	0.4 ※ 1	1/10	戦後最大相当	1/100																																																																				
	芹川	64.1	無	彦根市長曾根町	彦根市東沼波町	4.0	1/20	戦後最大相当	1/100																																																																				
	矢倉川	16.5	河口から概ね3.5km	彦根市鳥居本町	彦根市鳥居本町	0.3	1/3	約 1/10	1/50																																																																				
	不飲川	6	無	愛荘町川原 (愛知川合流部)	愛荘町中宿	2.2	1/3	約 1/10	1/30																																																																				
	野瀬川	3.5	河口から0.2km	彦根市大藪町	彦根市西今町	1.6	1/3	約 1/10	1/30																																																																				
	平田川	4.5	河口から概ね2.0km	彦根市平田町	彦根市大堀町	3.6	1/3	約 1/10	検討中																																																																				

河川整備計画（本文）		出典・根拠		
2. 2 計画の目標				
2. 2. 1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項				
本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km ² 以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km ² 未満の河川は 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。				
整備は過去の洪水被害の状況や頻度、万一はん濫した場合の被害の大きさや改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化などにより、求められる治水安全度などを総合的に考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、本川と支川の上下流バランスを考慮の上、計画的に進めていきます。				
近年、全国各地で大雨による災害が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されています。このような状況を踏まえ、国土交通省では平成 30 年 4 月に有識者からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、令和元年 10 月には提言が公表されました。また、令和 2 年 7 月には、国の社会資本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや流域治水への転換が示されました。本県では、これらの提言や答申などを踏まえ、令和 4 年 10 月に「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を取りまとめました。本計画における河川整備の目標については、この方針に従うこととします。				
超過洪水に対しては、人命被害の回避を第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針や滋賀県流域治水の推進に関する条例※4 等との整合を図りながら、避難対策の充実や安全な住まい方への誘導など、氾濫原での被害を最小化するための「しがの流域治水」を関係機関と連携して計画的に取り組んでいます。また、国においても、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、令和 2 年度に河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」へ転換し、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に治水を進めることとしております。整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、流域における雨水貯留対策の強化や水防災に対応したまちづくりとの連携など、国の流域治水の制度も活用することで、「しがの流域治水」をより一層推進していきます。				
※4 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布） 流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことです。（流域治水基本方針 P.1 より引用）				

気候変動に伴う降雨量変化を踏まえた本県の対応方針				
	①滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川	②当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川		
気 候 変 動 を踏まえた 治 水 計 画 見直しの考 え方	現行計画において、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動を踏まえた治水計画の 見直しは行う必要はない。	新規に治水計画を立案する河川	暫定整備完了の目途が立っている河川	暫定整備中の河川
	矢倉川、野瀬川、 平田川など	気候変動を踏まえた治水計画を 立案 する。	気候変動を踏まえた治水計画に 見直す 。	まずは、現行の河川整備計画に位置付けているメニューの整備を加速 させ、当該河川全体の暫定整備が完了した段階で、気候変動を踏まえた治水計画に見直すこととする。 ただし、気候変動を踏まえた治水計画を検討し、その結果、できるだけ手戻りのない整備が可能であれば、整備計画変更のタイミングでの計画への位置付けを考えていく。
備考	比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川	大戸川 [※]	芹川	野洲川、日野川、余呉川、姉川・高時川、天野川、安曇川、石田川

※ 国が計画している大戸川ダムの上流区間

芹川の治水対策

芹川の治水対策は、長期的な整備目標である治水安全度 1/100 を確保するために、ダム事業、堆積土砂撤去事業及び河川改修事業を一体的事業としています。これまでは、ダム事業を先行し実施してきました。

しかし、近年の社会・経済情勢の変化をふまえ、県土全体の治水安全度の均衡に配慮しつつ効果的・効率的に事業効果を発現させるため、県下全域の県管理 504 河川全てを対象に、各河川の河川整備の危険度、緊急性等を整理し、本県の厳しい財政上の制約の中で、実現可能な現実的な対応策を検討しました。

その結果、芹川における当面の治水対策は、戦後最大洪水を安全に流下させることを目標とし、堆積土砂撤去事業を先行することとし、河口から 4km の整備実施区間の事業を完了しました。

令和 4 年 3 月には、2010 年までの雨量統計による気候変動を考慮した 1/100 確率雨量（405mm/24hr）を算定し、気候変動を考慮した整備目標をとりまとめ、河川整備計画の基礎資料を作成しました。

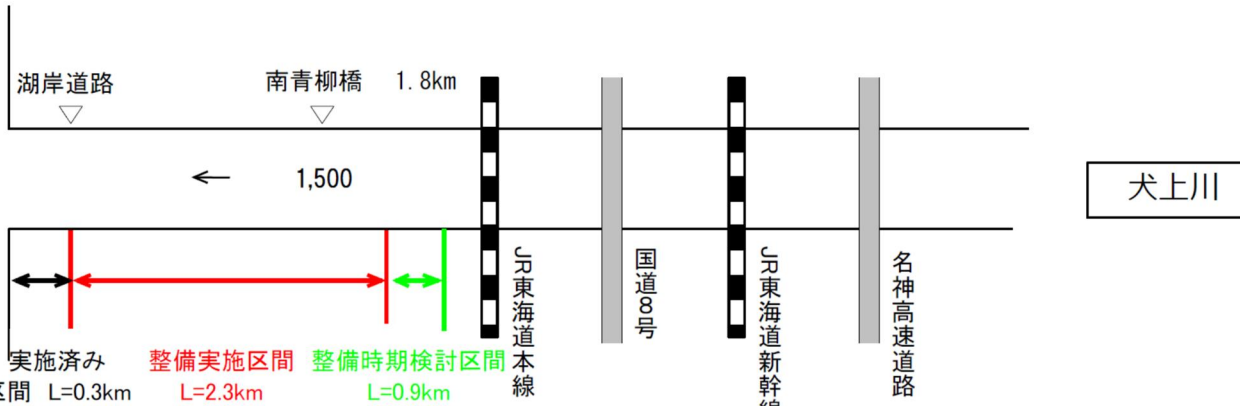
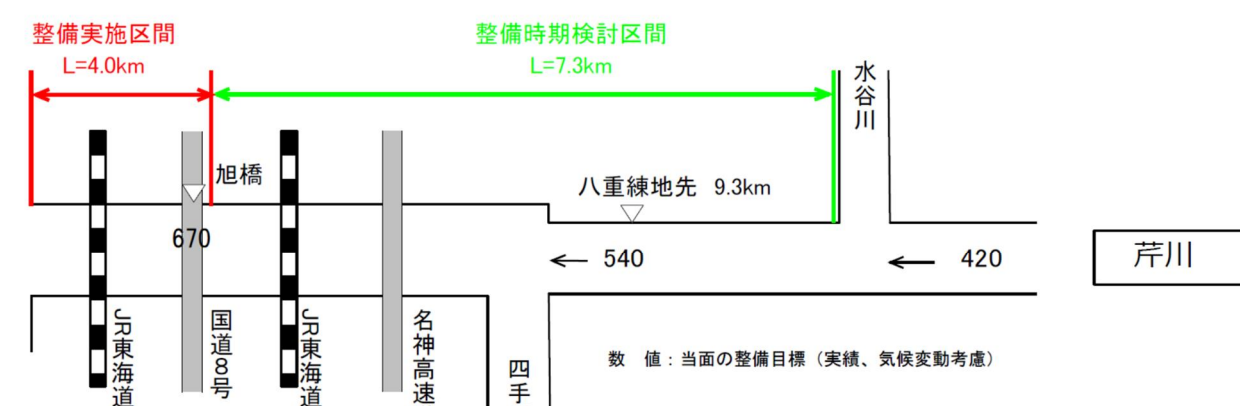
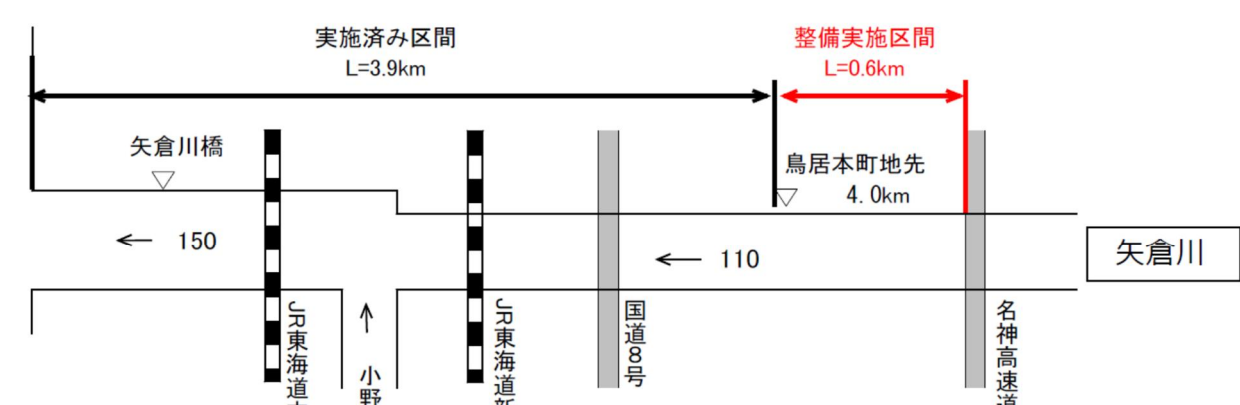
なお、長期的な整備目標である治水安全度 1/100 を目指す過程において、次の段階の治水対策は、県土全体の治水安全度の均衡に配慮しつつ、整備の目標、事業内容を検討することとしています。

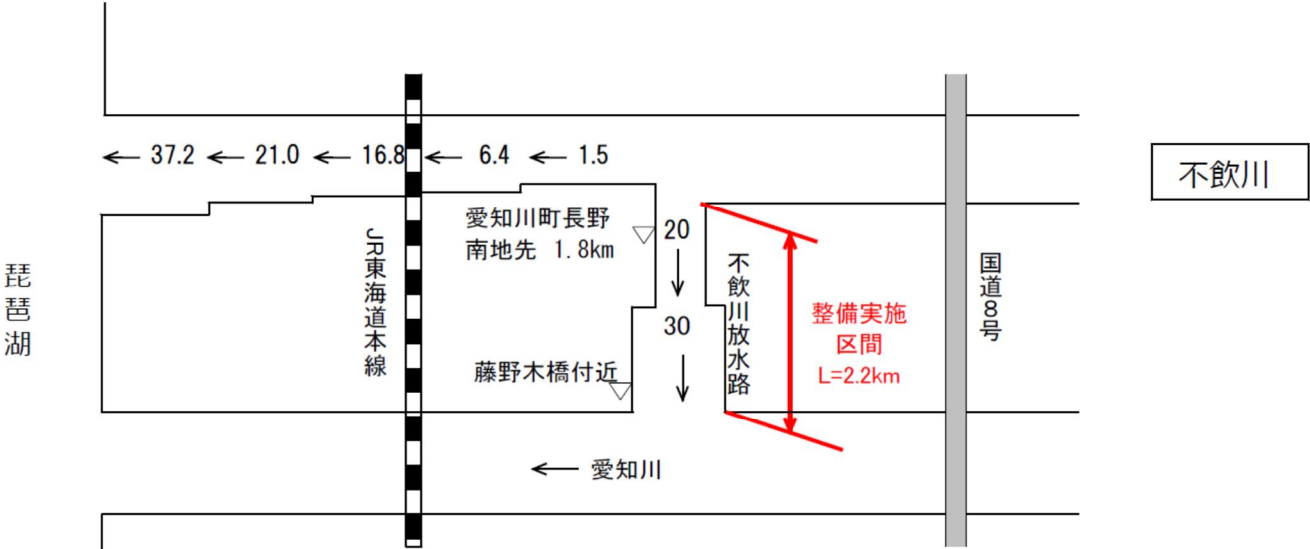
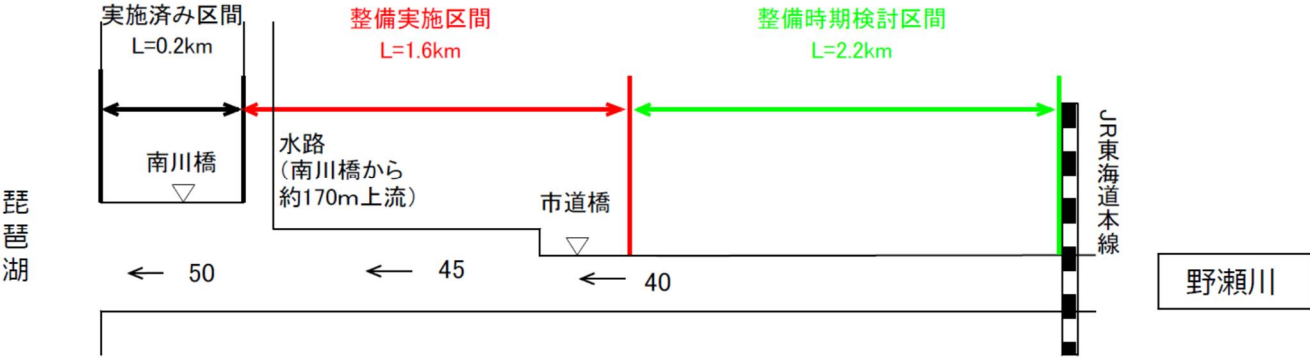
7.2. 当面の整備目標の設定

前述までの検討を踏まえ、次期整備計画である当面の整備目標は、以下の理由から「**気候変動を踏まえた当面の整備目標流量**」を対象とし、再度下流から整備を進める方針とした。

- ・現行整備計画は、上流の氾濫を考慮した実績通過流量相当であることから、**現行整備計画区間上流を整備する場合、下流への流量増（計画上見込んでいる上流氾濫量）となり、再度下流から流下能力確保のための改修を行う必要がある。**
- ・仮に下流を再整備し、現行整備計画区間より上流区間の改修に着手する場合、上流改修後、再度下流から 670m³/s で整備を行う形になり、**施行回数が増え、沿川社会への負担が増える結果となる。**
- ・また、高水計画に位置付けた遊水地の具体的な整備箇所は未確定であり、現時点では**上流区間の具体の流量配分が設定できず、上流区間の河道計画が確定できる状況にない。**
- ・特に気候変動による降雨激甚化が懸念される中、彦根市中心市街地である下流築堤区間について、**できるだけ早期に気候変動に対応した河道整備を進めることが急務な状況にある。**

出典：令和 2 年度[第 506-3 号]芹川単独河川改良設計業務委託報告書

河川整備計画（本文）	出典・根拠
犬上川は、戦後の洪水で最大の流量となる平成 2 年 9 月洪水相当の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、南青柳橋地点において 1,500m³/s とします。 芹川は、気候変動後（2℃上昇時）の状況においても戦後の洪水で最大の流量となる平成 2 年 9 月洪水相当の降雨により予想される洪水を安全に流下できるよう、整備を行います。計画高水流量は旭橋において、670m³/s とします。 矢倉川は、10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、国道橋地点において 110m³/s とします。	琵琶湖  犬上川の計画流量配分図 琵琶湖  芹川の計画流量配分図 琵琶湖  矢倉川の計画流量配分図 数 値：当面の整備目標（実績、気候変動考慮）

河川整備計画（本文）	出典・根拠
不飲川は、愛荘町川原地先から中宿地先までの 2.2km 区間で河道掘削を行い、愛知川への放水路を設置する整備を行います。10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、愛知川合流点付近において 30m³/s とします。 野瀬川は、10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、南川橋地点において 50m³/s とします。	 不飲川の計画流量配分図  野瀬川の計画流量配分図

河川整備計画（本文）	出典・根拠
平田川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、後三条排水路合流地点において17m³/sとします。 なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたって、関係機関などと協議、調整を図り、将来計画に手戻りがないよう実施します。	上段: 計画高水流量(河道で負担する流量) 下段: 基本高水流量 平田川の計画流量配分図

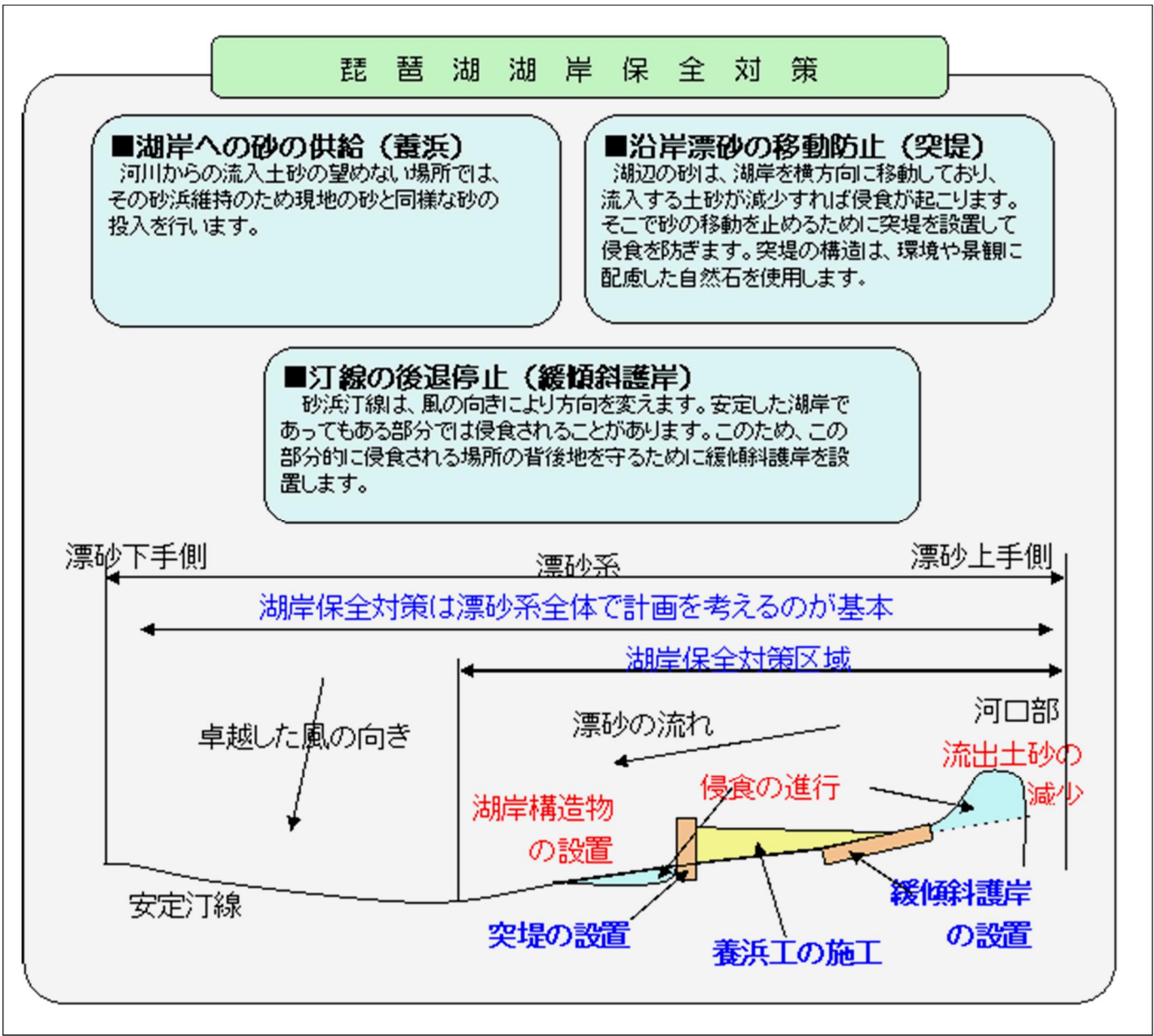
河川整備計画（本文）	出典・根拠				
2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 圏域の河川は、主に農業用水や生活用水、工業用水として広く利用されている他、生物の貴重な生息・生育環境となっています。 このため、将来にわたり健全な河川水の利用や生物の生息・生育環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者及び地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努めていくとともに、河川における水管理のあり方を勘案し、課題や状況に応じて流量観測を行い、流況の把握を図って行きます。 また、異常渇水時や渇水が懸念される場合には、関係市町、利水関係者、河川愛護団体及び漁業関係者などと情報の共有を行い、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。 2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項 圏域の河川は、豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類など、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な生物が生息・生育する川をめざし、河畔林やみお筋の保全、多様な水際線の維持・形成などにより連続した河川環境の保全、生物が生息・生育する環境の確保、健全な水循環の確保に努めます。このことから、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、わんど、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努めます。 人々の暮らしにとって、水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、安らぎやうるおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしており、このような周辺環境に十分配慮した河川空間の整備・保全に努めます。 河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と県が進める「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）との整合を図るとともに、県が学識経験者などに委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民などの意見・助言を得て進めます。 なお、河川整備により旧河道が生じる場合は、地域住民との協働のもと、河川環境の整備と保全を考慮し、その利活用を検討します。 また、国が進める「流域治水」では、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラを推進することとしており、本県においても、国や他の都道府県の事例等を参考にしながら、自然環境と調和した持続可能な滋賀県を実現するグリーンインフラについて、積極的に導入を図ります。	出典・根拠 1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿 このような状況を踏まえ、今後、淡海の川づくりの一端を担う河川管理者は、以下を目標とすることとする。 “流域の特性に応じた適切な治水安全度を確保すること”とあわせて、“かつて2次的自然状態の河川環境が有していた機能を保全・再生”する。 具体的には、“計画高水流量をより安全に流下させる河積”をもち、かつ、“自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道”を実現できる河道計画を立案するよう努めなければならない。 近年では、河川環境の再生技術の進展に伴い、十分ではないもののある程度の知見が蓄積されつつある。また、直轄管理河川では、綿密な調査や検討を経て河川改修が実施されているが、予算規模が限られている県管理の中小河川では同レベルの検討はできない状況にある。しかし、人々の生活の身近にあって、人為的行為の影響を敏感に受けてきた中小河川においてこそ、再生が強く望まれているという現実もある。 そこで本手引きでは、これまで蓄積された河川環境の再生ための知見を最大限活用することに念頭に、中小河川における治水・河川環境の区別のない具体的な河道計画の手法を述べていく。 出典：設計便覧（案）第2編河川編の運用事項（平成19年12月）滋賀県土木交通部 第3編計画 第2章河道計画 1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿（P3） 滋賀県流域治水基本方針 ～平成24年（2012年）3月 議決～ <table><tr><td>目的</td><td>① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける</td></tr><tr><td>手段</td><td>川の中の対策（堤外地対策）だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地での対策）を総合的に実施する。多重防御による取り組みを推進</td></tr></table> 河道内で洪水を安全に流下させる対策（これまでの対策） ながす 河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など + 流域貯留対策（河川への流入量を減らす） ためる 調整池、森林土壌、水田、ため池グラウンドでの雨水貯留など 氾濫原減災対策（氾濫流を制御・誘導する） とどめる 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など 地域防災力向上対策 そなえる 水害履歴の調査・公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など 出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会環境部会・技術部会 第2回グリーン社会 WG 話題提供（瀧健太郎,2021）	目的	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける	手段	川の中の対策（堤外地対策）だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地での対策）を総合的に実施する。多重防御による取り組みを推進
目的	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける				
手段	川の中の対策（堤外地対策）だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地での対策）を総合的に実施する。多重防御による取り組みを推進				

2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項

滋賀県は、豊かな自然の中で、多様な生物の営みによって、四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖をあるべき姿として位置づけ、自然的環境・景観保全対策に取り組むこととしています。

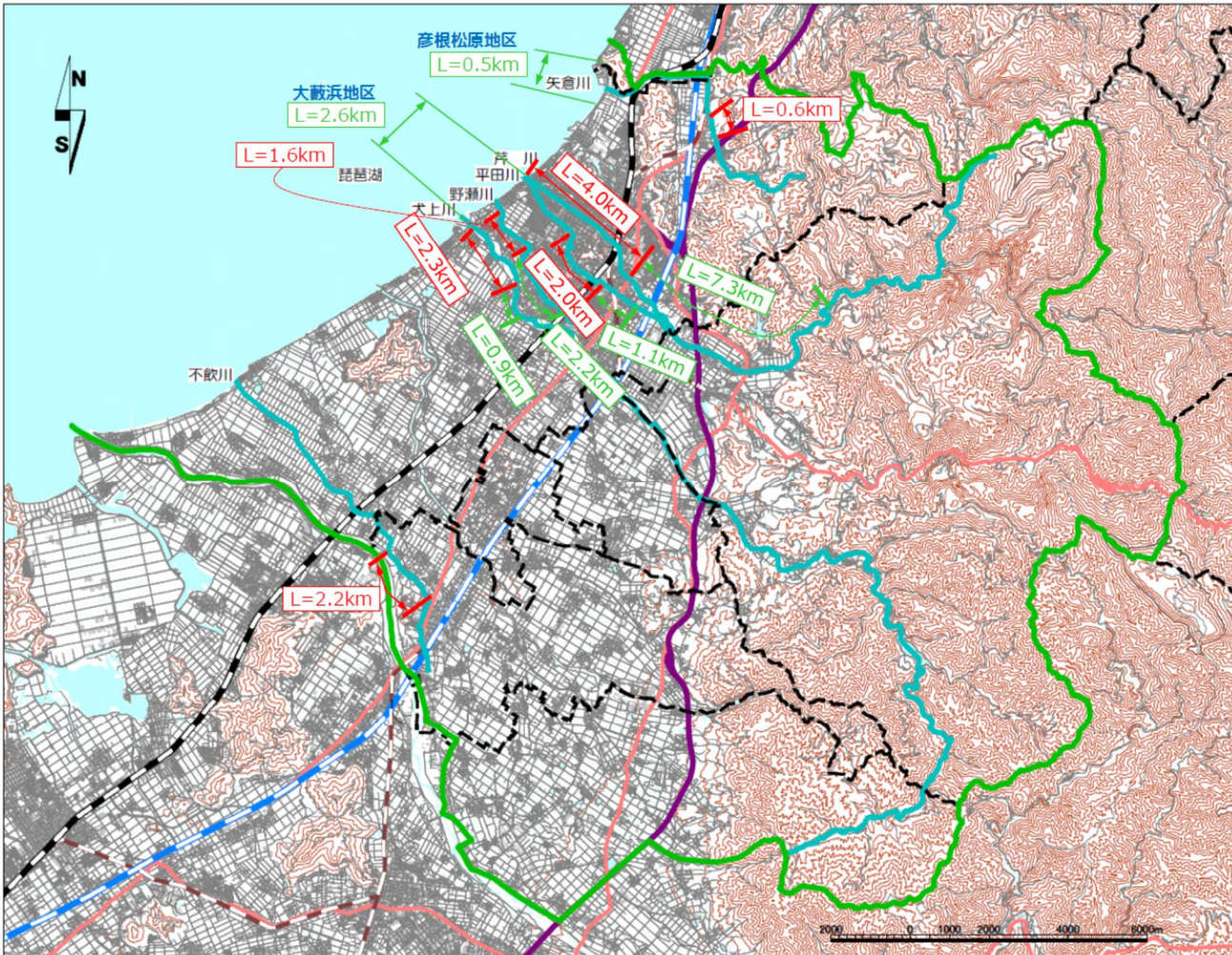
圏域の琵琶湖岸は、季節風による波浪により砂浜が侵食されやすいことに合わせて、過去の湖護岸の工事によって人工湖岸となっている区間がありますが、砂浜湖岸の侵食が著しい区間については、砂浜の保全を行います。

なお、取り組むに当たっては、湖辺域の水域と陸域との推移帯(エコトーン)が多様な生物の生息・生育場所となっていることから連続性の確保、自然性の高い湖辺の保全、地域の歴史的・文化的環境に配慮して、地域にふさわしい湖辺となるように、保全・再生を図ります。あわせて、琵琶湖における湖沼環境の悪影響を軽減するための水草対策を、必要に応じて実施します。



出典：滋賀県流域政策局 湖岸保全について

河川整備計画（本文）		出典・根拠	
2.3 整備実施区間・整備時期検討区間			
(1) 河川整備に係る整備実施区間・整備時期検討区間			
「洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、近年において家屋浸水被害が発生した河川や想定されるはん濫原において宅地・工場など市街化が進展している河川または地域の幹川として重要な河川のうち、次の河川の区間を“整備実施区間”、“整備時期検討区間”とします。			
整備実施区間は、整備計画期間中に整備を実施します。 整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。			
整備実施区間・整備時期検討区間			
河川名	区間(起点から終点)	位置付け	延長(km)
犬上川	彦根市八坂町～彦根市宇尾町	整備実施	2.3
	彦根市宇尾町	整備時期検討	0.9
芹川	彦根市長曾根町(河口部)から東沼波町	整備実施*	4.0
	彦根市東沼波町から多賀町水谷	整備時期検討	7.3
矢倉川	彦根市鳥居本町	整備実施	0.6
不飲川	愛荘町川原(愛知川合流部)から愛荘町中宿	整備実施	2.2
野瀬川	彦根市大藪町から彦根市西今町	整備実施	1.6
	彦根市西今町	整備時期検討	2.2
平田川	彦根市平田町から彦根市東沼波町	整備実施	2.0
	彦根市東沼波町から彦根市大堀町	整備時期検討	1.1
* 気候変動(2℃上昇時)を考慮した整備を実施			
なお、局所的に流下能力が不足している箇所(河川)については、必要に応じて河積の拡大などを実施します。			
また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内のすべての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。			

					
(電子地形図(国土地理院)を加工して作成)					
出典: 湖東土木事務所					
河川名	区間(起点から終点)	H25 計画		本計画	
		位置づけ	延長(km)	位置づけ	延長(km)
犬上川		変更無			
芹川	彦根市長曾根町(河口部)から東沼波町	整備実施	4.0	整備実施*	4.0
	彦根市東沼波町から多賀町水谷	-	-	整備時期検討	7.3
矢倉川	彦根市鳥居本町	整備実施	0.3	-	-
	彦根市鳥居本町	整備時期検討	0.2	整備実施	0.6
不飲川		変更無			
野瀬川	彦根市大藪町から彦根市西今町	整備実施	1.6	変更無	
	彦根市西今町	-	-	整備時期検討	2.2
平田川	彦根市平田町から彦根市東沼波町	調査検討	3.6	整備実施	2.0
	彦根市小東沼波町泉町から彦根市大堀町			整備時期検討	1.1
* 気候変動(2℃上昇時)を考慮した整備を実施					

河川整備計画（本文）	出典・根拠									
（２）湖辺の保全に係る整備時期検討区域 「琵琶湖の整備と保全に関する事項(2. 2. 4)」に従い、琵琶湖の自然的環境・景観保全上、改善を必要とする区間や侵食の著しい区間について、湖辺の保全対策の実施時期を検討します。 湖辺の保全に係る整備時期検討区域 <table><tr><th>地区名</th><th>区域</th><th>延長(km)</th></tr><tr><td>彦根松原地区</td><td>彦根市松原町</td><td>0.5</td></tr><tr><td>大藪浜地区</td><td>彦根市大藪町</td><td>2.6</td></tr></table> なお、上記地区以外の湖岸において、砂浜の急速な後退が見られる場合は、保全対策を実施します。 3. 河川整備の実施に関する事項 3. 1 河川工事の目的、種類及び施工場所 河川整備は、「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2. 2. 1)」に従いつつ、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する事項(2. 2. 2)」及び河川環境の整備と保全に関する事項(2. 2. 3)をふまえて実施します。 河川の工事に際しては、利水状況などに配慮しつつ、河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは、再利用に努めるなど適切に処理します。 利水に関しては、用水利用の実態を把握し、河川改修による影響が発生する場合には利用者と協議しながら対応します。 環境に関しては、各河川の特性を生かした川づくりを行います。 湖辺においては、琵琶湖・湖辺に関する目標に従い、養浜等により砂浜の保全・復元を行います。 さらに、以下のような配慮を行うことにより、良好な自然環境及び自然景観の保全や親水利用の向上を図ります。 ■自然素材（石や木材など）の使用 ■魚道の設置などによる縦断連続性の確保 ■掘削法面の緑化 ■親水施設の設置 なお、河川工事の実施においては以下のような配慮を行い、自然環境への影響を極力低減するよう努めます。 ■施工時における濁水発生防止 ■魚類の産卵時期を避けた工事の実施 ■必要最小限の樹木の伐採 各河川の施工場所における河川工事の具体的な内容、平面図、横断図については、以下のとおりです。	地区名	区域	延長(km)	彦根松原地区	彦根市松原町	0.5	大藪浜地区	彦根市大藪町	2.6	
地区名	区域	延長(km)								
彦根松原地区	彦根市松原町	0.5								
大藪浜地区	彦根市大藪町	2.6								